

第 3 章

推進体制

- 1 推進体制
- 2 各主体の役割
- 3 活動の支援



鹿落坂から広瀬川を望む

1 推進体制

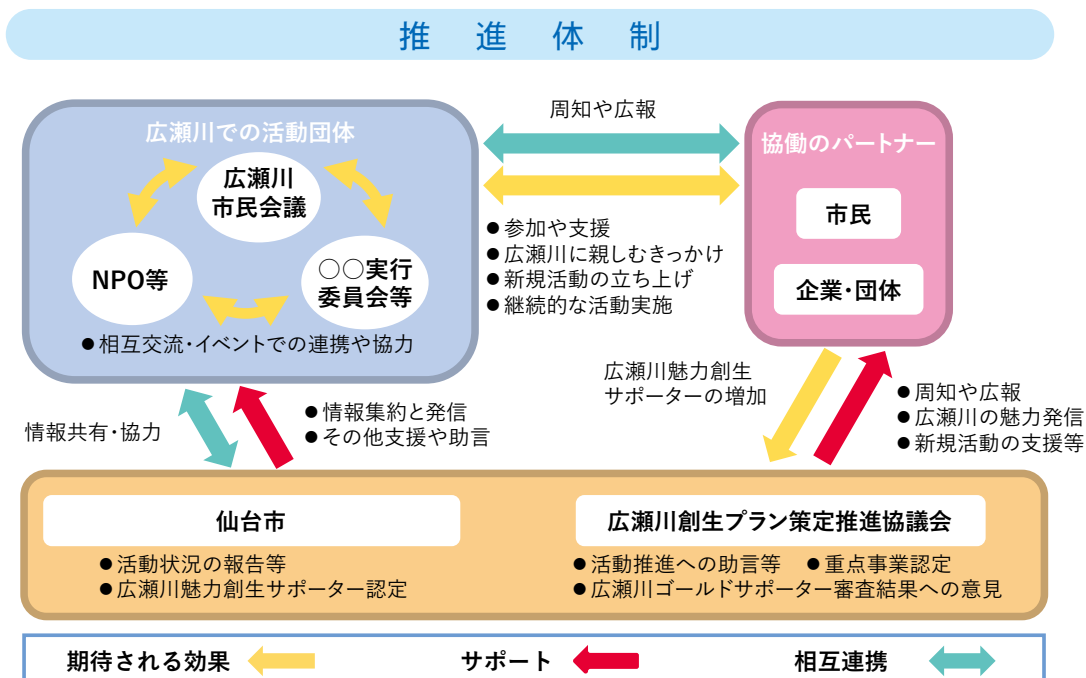
本プランの推進にあたっては、広瀬川での活動団体、協議会、仙台市が協働で取組んでいく必要があります。

広瀬川での活動団体は、それぞれの立場で可能な取組みを引き続き進めます。また、これまでは広瀬川に関心を持つ市民や活動団体が気軽に参加できるネットワーク組織である「広瀬川市民会議※」が中心となって、活動団体同士の連携を促進してきましたが、今後はさらに、団体相互の交流促進と、団体同士が連携・協力して共に活動を推進するとともに、団体の多様な個性や価値観の掛け合わせの中から新たな発想を生み出すため、SNS等の活用や交流会の開催等、ネットワークづくりを検討します。

協議会は推進体制に基づく取組みに対して必要な助言や検討を行います。

仙台市は活動団体の取組みやプランを周知・広報し、広瀬川の魅力を発信することで、市民、企業・団体が協働のパートナーとして新たな活動へ参加することを促します。

※ 広瀬川に関心を持つ市民や市民団体、NPO、企業などが気軽に参加できるネットワーク組織として、平成16年4月に設立された団体です。



2 各主体の役割

(1) 広瀬川での活動団体

活動団体は、プランの基本理念及び基本目標に沿って、それぞれの立場で可能な取組事業を実施します。また、実施にあたっては、団体相互の交流促進と団体同士の連携・協力も検討するほか、取組事業の周知、広報を行います。

(2) 広瀬川創生プラン策定推進協議会

平成16年（2004年）に策定した「広瀬川創生プラン策定推進協議会設置要綱」に基づく組織で、広瀬川に関する知識や経験を有する学識経験者や河川管理者並びに市民活動団体等により構成されます。

プランの策定や見直しを行うほか、取組事業を推進していくための助言や重点事業の認定等を行います。

(3) 仙台市

取組事業の情報を広く提供していきます。その際、活動団体の意向に応じて、団体相互の交流促進と団体同士が連携・協力して共に活動を推進していくためのネットワークづくりを支援します。また、対話・交流の場を設けることで、新たな発想による取組事業が増えていくよう、サポート体制の充実に努めていきます。

3 活動の支援

(1) 重点事業認定制度

プランに基づく取組事業のうち、広瀬川の魅力を発信する上で効果的、かつ、下記の考え方に合致する事業は、協議会において重点事業として認定します。

重点事業は仙台市も連携し、取組事業のモデルとなることを目指すとともに、重点事業のうち一部の取組事業については仙台市の助成金の対象とします。詳細は協議会で検討します。

重点事業認定の基本的な考え方

複数の主体が連携・協力できる取組みであること

市民・NPO・行政・企業などの主体が、お互いを尊重しつつ力を合わせて協働できるもの。

市民が広く参加できる取組みであること

世代・地域・立場などを超えて、市民が気軽にかつ自発的に参加することができるもの。

ソフト中心の取組みであること

川づくりの中でも、広瀬川の自然環境等を活かしたソフト中心のもの。

(2) 広瀬川魅力創生サポーター認定制度



広瀬川の自然環境の保全や賑わいの創出に貢献している活動団体を「広瀬川魅力創生サポーター」として認定する制度を平成31年（2019年）に創設しました。活動団体の功績に謝意を表するとともに、さらなる活動意欲を高めることを目的としています。取組内容に応じて「広瀬川グリーンサポーター」又は「広瀬川ゴールドサポーター」として認定し、活動内容は仙台市のホームページに掲載します。さらに、「広瀬川ゴールドサポーター」には認定証を交付します。こうした制度により、活動団体の取組事業を支援していくとともに、広く周知を図ります。

(3) その他支援等



取組事業への仙台市の後援、「広瀬川ホームページ」・「広瀬川インスタグラム」へのイベント情報の掲載、「アイラブ広瀬川」ロゴマークの提供を行います。